

くまがわ・明日の川づくり報告会 VOL. 2 2

開催地：八代市坂本町

平成 19 年 8 月 29 日（水）、八代市坂本町中津道地区（会場：中津道社会教育センター）において、「くまがわ・明日の川づくり報告会」が開催されました。

同報告会には、約 30 名の方々にお集まり頂き、球磨川水系河川整備基本方針の内容や小委員会等での審議の状況についてご報告いたしました。

質疑の際には、下記のとおりご意見等をいただきました。

参加者数※

市内	30 名
市外	2 名

※参加者数は記名者数

住民の方々から頂いた主なご意見・ご質問

【河川整備基本方針の説明について】

・森林面積は変わらないかもしれないが、森林整備事業は進んでいる。説明にあったよりは、森林の洪水緩和機能はあるのではないか。

【球磨川の治水対策について】

- ・平成 16 年頃に 10 次計画というものがあつたと思うが、それはどうなったのか。
- ・宅防などの河川改修の要望について、数年前にいかにも実現しそうな話があつたが、いまだに出来ていない。その後どうなったのか。何故できないのか。
- ・平成 11 年に要望した宅防事業が採択されなかったとのことだったが、きちんとした説明が欲しかった。荒瀬ダムとの二重補償の整理が採択されなかった理由とも聞いているが、実情はどうだったのか。
- ・テトラポットは本来海岸で使用すべきもので、河川では利用すべきでないと思う。子供や大人でも落ちてしまう危険性があるのではないか。
- ・昭和 40 年の水害では、それまでに経験したことのないような水位の増え方だった。市房ダムでかなり水位調整を行ったのではないかとの話が飛び交った。色々な資料を見ると、正しい操作をしたとのことだが、異常な水位の増え方だったことだけは事実である。
- ・市房ダムでどれだけ洪水調節（カット）するかについて、650m³/s、500m³/s、200m³/s など異なる数字があり、納得がいかない。
- ・荒瀬ダムが出来たときには、ダムの設計洪水位を地域の人たちに教えていなかったため、土地・家屋についての手当てに関するもめごとが起きた。川辺川ダムでは、ダム計画高水位を設定しているのか。
- ・治水の長期的な目標が 1/100 となると、HWL の高さが変わってくる。HWL までの高さの責任は、国土交通省にあるのか、熊本県の企業局にあるのか。熊本県の補償基準は昭和 57 年洪水の痕跡水位 + 5cm で、宅防では他の地区では HWL + 1.0m の余裕高を持っていると聞いている。私の家も HWL + 1.0m の範囲に入っているのに、熊本県と一生懸命話をしたが、私の土地の HWL は知らないとの回答だった。これだけの計画をしていて知らないことがあるのか。このままでは不公平のまま終わってしまう。国も県も一生懸命聞いて欲しい。このままでは宅防事業は厳しいことになる。

【球磨川の環境について】

- ・この地区では水道水として球磨川の水を利用しているが、近年浄化水槽が出来て、排水を河川へ垂れ流している。荒瀬ダムが撤去されれば、水位も下がると思うが、流れ込む浄化水槽からの水の臭いの対策などはどうするのか。
- ・環境対策（景観対策）について、人力では撤去できないゴミなどについてはどうするのか。
- ・魚道などを造っても、本当に魚を今までどおり戻せるのか。
- ・有害魚の対策はどうするのか。
- ・荒瀬ダムができたことで、川への連絡路が無くなっている。消防で川の水を利用するなど川の機能性を高めるた

めにも連絡路が必要ではないか。

- ・砂利の撤去については、この地区では地盤沈下との関係もあり、慎重にお願いしたい。特に与奈久地区、西鎌瀬地区はひどい状況にある。将来のことまで考慮しつつ、しっかりと検討して欲しい。
- ・ビオトープなどの憩いの場の整備をお願いしたい。
- ・遥拝堰での魚道の検討は大変難しいと思うが、魚が上り下りできるような魚道をなんとか考えられないか。
- ・川辺川ダムの 10 分の 1 にも満たない荒瀬ダムでも水質、堆砂の問題がある。川辺川ダムについては、計画変更もあったので、きちんと調査する必要があるのではないか。環境アセスについての考え方を聞きたい。

【その他】

- ・鎌瀬橋の 2 本の橋脚を一つにした工事を（県が）行ったが、工事をする際に住民には説明が無かった。工事をした県道が浸水している状況である。なぜ工事をしたのか住民に説明して欲しい。県には説明責任があるのではないか。

※ ご発言をそのまま掲載するのではなく、趣旨を変えない程度にまとめさせて頂いています。

※ ご質問への回答については、アンケートで寄せられたご質問への回答と合わせて、後日 HP に掲載させていただきます。

